

令和6年7月定例教育委員会議事録

(白石町教育委員会会議規則第16条及び第17条の規定により作成)

- 1 日 時 令和6年7月26日(金) 午前9時00分
白石町役場(3階 大会議室)
- 2 出席委員 北村教育長 松尾委員 堤委員 川崎委員 一ノ瀬委員
- 3 事務局職員 久原学校教育課長 矢川生涯学習課長 鶴田主任指導主事
永石新しい学校づくり課長 吉原学校教育課長補佐
山下新しい学校づくり課長補佐 堤教育総務係長
今福学校教育係長 本山推進係長 池田施設係長
山口学校給食係長 下平指導主事 武富指導主事
川崎福富ゆうあい館係長 前田主査
- 4 教育長の報告 別紙資料のとおり
- 5 会議に附した議案 なし
- 6 動議の提出者 なし
- 7 議事の概要 別紙資料のとおり
- 8 議決事項 附議第27号から附議第30号すべて議決
- 9 その他
 - ・事務局からの報告
 - ・傍聴者 なし

1 開 会 8:50～

久原課長

2 前回議事録の承認 8:50～

6月定例教育委員会の会議録を資料により説明。

委員全員承認

3 教育長の報告 8:52～

(前回以降の主な動向)

資料より数点を内容紹介。

6/29 新しい中学校になって初めての中体連地区大会が開催されました(～30日)。
団体の部では、13種目のうち10種目で県大会に出場し、個人の部では、
17名が県大会に出場します。この勢いで県大会でも健闘を祈っています。

7/16 コウノトリの名称発表会がありました。
子「かれん」で、母「つむぎ」に決定しました。

7/25 夏の漁村・民泊体験が2泊3日で開催されています(～27日 的山大島)。
小学生25名が参加し、魚のおろし方、長崎ちゃんぽん作り、船釣り、港釣り等、思い出に残るような体験になることを願っています。

資料により概要の報告

・「SOSの出し方に関する教育」の実施について

夏休みに入る前に、各学校において子ども達への指導をお願いします。

4 連絡事項 9:04～

久原課長：9時30分から臨時議会が開催されるため、連絡事項については次第の順番を入れ替えますので、ご了承ください。

(3) コウノトリ単立ちと愛称決定について

矢川課長：資料により詳細説明。

7月16日に愛称を発表しています。

メス(子)

「かれん」：ヒナの可愛らしい様子の「可憐」と今回の営巣周辺には多くのレンコン田があることから、レンコンのハスの花の「花蓮」より。

メス(母)

「つむぎ」：これからもパートナーである「なる」と愛を紡いでたくさん子どもを白石町で育ててほしいから。

(2) 白石地域新設小学校基本計画の策定について

池田係長：資料により詳細説明。

【目的と検討経緯】

本町では、2030（R12）年4月1日の白石地域新設小学校開校に向けて、「白石地域新設小学校基本構想・基本計画策定委員会」を設置し、2023（R5）年8月から2024（R6）年2月にかけて3回の意見交換会や小学校事例視察を行い、基本構想の策定を進めてきた。基本構想では、施設コンセプト、学校の規模や求められる機能、整備用地等、学校建設に関する基本的な考え方について検討を重ね、2024（R6）年3月に基本構想を策定した。本基本計画は、基本構想を踏まえて、学校施設の諸室規模やその配置、財源計画や事業スケジュール等、学校建設に向けて計画をより顕在化させ、今後の施設設計に反映するために、策定委員会での検討を経て2024（R6）年6月に策定が完了しています。

概算事業費としては、調査、設計、造成工事、建築工事等の費用として約52億円を見込んでいます。今後も資材や人件費等の上昇が考えられますが、あくまで現時点での事業費として算出しています。

今後のスケジュールについてですが、令和6年度～7年度において、農振除外、農地転用、用地取得、各種調査、設計等を行い、令和8年度より造成工事、建築工事については、令和10年度からそれぞれ2年間程度かけて行い、令和12年度の開校に向けて事業を進めていきます。

久原課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

（全委員承諾）

山下課長補佐：白石町スクールバス条例施行規則から一部抜粋した資料にて説明させていただきます。6月の教育委員会の際に、堤委員さんよりスクールバスの通学距離の基準2.5kmについては、有明小学校の準備委員会で決定したのではないかという確認に対し、前回、明確な回答ができていなかったため、今回説明させていただきます。決定するにあたり教育委員会での共通認識とし、今後、白石地域の小学校で検討していく上での合意形成とするプロセスが必要ではないかという内容でした。白石町スクールバス条例施行規則の第3条において、「児童にあっては通学距離が2.5kmを超える者」を対象としますと教育委員会規則で定めており、

今年の1月の教育委員会に諮り、本年4月1日から施行される規則になっております。末尾の附則において、そのほかの地域の小学校は、令和12年4月1日から適用するように定めています。それを踏まえた2.5kmの決め方としては、教育委員会で基準として決定したという認識になるかと思えます。

堤 委員：基準2.5kmの件ですが、1月の教育委員会で決まった時と、有明小学校の準備委員会で協議された時の時系列についてはどうなりますか。結局、有明小学校の準備委員会では地域性というか地理的条件について検討されたのか、そのあたりがよく分からないので。

山下課長補佐：一番のポイントは何km以上からスクールバスの対象にするのかということですが、これについては有明小学校の準備委員会の話の中で、支援対象距離については2.5kmと決まりました。それを踏まえ、条例の制定とともに施行規則も制定しました。小学校の支援対象距離については、準備委員会で議論しました2.5kmを基準とし、町内全域においての考え方も基準2.5kmとしていくこととなります。今後の考え方としましては、白石地域の準備委員会においても、バスの支援対象距離について協議する場合、2.5kmが基準となり協議していくことになると思えます。その上で、支援対象距離の長さについて検討され、やはり距離を見直した方がいいということになれば、全体を見通した上で、規則についても検討することになるかと思えます。

堤 委員：時系列についてよく分かっておらず、有明小学校の準備委員会の中で検討され、2.5kmに決まったのですよね。それが何月だったのかが分からないので、それを踏まえて、1月の教育委員会で2.5kmを決めたのか、あるいは先に2.5kmが決まった後に、準備委員会で話し合いをされたのかを確認したいのですが。

山下課長補佐：有明小学校の準備委員会で2.5kmと決めた後に、1月の教育委員会へ諮っています。

堤 委員：そうした場合、前回の教育委員会で私が話した教育委員会での共通認識として、白石地域の合意形成をとっていくプロセスが必要になると思えます。ですが、これはこれで1つのコンセンサスとして決めたことであれば問題ないと思えますが、例えば、第3条1号のウにある「地理的条件等により通学支援が必要であると教育委員会が認めた者」とあるが、教育委員会ではなく、準備委員会で決めていくとした方がいいのではないかと思います。距離の2.5kmは1つの基準として教育委員会で決めたということでもいいと思えます。でも

白石地域の中でも色々な地理的条件等が有明地域とは違う事情も出てくると思われるため、その地理的条件等による通学支援についての検討は準備委員会で協議してもらおう流れがよくないですかという個人的な意見です。

山下課長補佐：規則に示している地理的条件等というのは、有明小学校の準備委員会で検討した訳ではなく、町全体でのスクールバスの運用にあたって、距離の基準については当然ありますが、特別な事情による場合、地理的条件等により教育委員会が認めた場合は利用できるようにしています。いずれにしても、白石地域の準備委員会、またそれに至るまでに距離についての議論が出てきた場合は、規則の見直しも必要になるかと思います。

堤 委員：地理的条件等においては、有明地域は山沿いだったり、白石地域はコミュニティの入り込み具合において検討が必要だと思われれます。公平性も考慮した場合、基準の2.5 kmという距離は変えない方がいいと個人的には思います。

山下課長補佐：準備委員会で検討する事、あるいは教育委員会に諮る事、色々なケースが出てくると思われますが、規則の解釈、適用の方法については、適宜対応していくことになると思われれます。

久原課長：この件について、他にないでしょうか。

一ノ瀬委員：2.4 kmの子どもは徒歩で、2.5 kmの子どもはバスということですよ。当然そういうことは起こり得ますが、例えば地区で考えた場合、隣の子どもは徒歩で隣の子どもはバス通学ということが、起こりそうな感じがしますが、そういう場合、第3条1号のイにある「別表の区域に居住する者」という適用はできないのでしょうか。

本山係長：基本的には地区ごとで判断をしたいと思っています。同じ地区で全て2.5 kmを超えていれば何も問題ありませんが、一部は2.5 kmを超え、一部は2.5 kmを超えないというような事もあるかと思っています。地区のエリアが広ければどこかで区切ってもいいと思いますが、基本的に2.5 kmを超えない地区は対象にしません。スクールバスの利用については個人の判断であり、利用状況により、同じ地区でも分かれてくることになるかと思っています。

久原課長：この件について、他にないでしょうか。

(全委員承諾)

(1) 問題行動等月別報告について

武富指導主事：資料により詳細説明。

6月末現在での不登校の件ですが、小学校で1名が新たに出てきています。完全不登校の生徒が、小学校では5名、中学校では20名となっています。ただ改善傾向にあるという生徒が中学校で9名います。完全不登校が増えている状況でもありますが、改善しつつある子どももいるという状況です。いじめについては、小学校の方で覚知が9件、認知が6件となっています。中学校の方で覚知が3件、認知が3件となっています。

6月末から7月上旬にかけて各学校において、いじめのアンケートをとられています。

久原課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

川崎委員：いじめに係るアンケートの際に、体罰についてのアンケートも一緒にとられていると思いますが、町として結果の把握をされていますか。それとも学校だけで把握されているのか、教えていただけたらと思いますが。

武富指導主事：各学校でアンケートを集約され、事案の内容確認をされた上で対応されています。全てのアンケート結果について教育委員会へ報告はありません。アンケートの事案について内容確認後、報告しなければいけないような事案があった場合には、教育委員会に報告されます。

川崎委員：体罰についても、いじめと同じ対応ですか。

鶴田主任指導主事：体罰については事実確認を行います。保護者からの訴えについての確認、当事者への事実確認を行い、体罰の事実があれば、教育委員会へ報告されます。今回のアンケートにおいて体罰の報告がないため、体罰の事実はなかったこととなります。基本的にはいじめと同じ対応となります。

久原課長：この件について、他にないでしょうか。

(全委員承諾)

(4) 部活動検討委員会の進捗状況報告について

下平指導主事：資料により詳細説明。

県大会出場 団体の部：10種目 個人の部：17名

白石アスリートクラブにおいては、県大会で男女共、総合優勝しています。

【地域クラブの活動について】

(1) ねらい

- ①中学生の活動の場の確保
- ②休日の地域クラブ活動の指導体制づくり
- ③継続して活動を希望する生徒の「受け皿」づくり

(2) 準備事項

- ①「クラブ規約」・「規則」の制定
- ②指導体制及び支援体制（保護者会）の確立
- ③会費徴収及び指導者謝金（検討）に関する検討
- ④事務局体制づくり
- ⑤先生方の兼職兼業手続き
- ⑥その他

適切な休養日等の設定（ガイドラインより）

【部活動地域移行・連携を推進する過程での重要課題】

(1) 財源確保

(2) 「受け皿」組織・体制の整備

(3) 地域指導者のさらなる発掘と育成

今後も検討委員会で色々な課題について検討を行い、必要に応じ教育委員会へ報告していきたいと思えます。

堤 委員：スポーツ少年団との連携体制の構築については、運動部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行等の様々な課題に対し、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブとの連携及びスポーツ少年団の理念を、スポーツ少年団に登録している団体だけではなく、ジュニアスポーツに関わる全ての団体を含めて、憲章を周知する動きがあります。この流れを見越しながら、今後進めていかないといけないと思っています。あとマネジメントにおいて、教職員の損害賠償だったり、白石アスリートクラブでの賠償保険については、有資格指導者向けの賠償責任保険に加入していますが、加入するには指導者資格を持っている指導者のみとなっています。保険においても、法人向けの保険、団体もしくは任意団体及び個人向け等の賠償保険の種類があると思いますが、把握しきれていないため保険の種類を整理をお願いします。できれば町全体で法人化したような組織を作ってください、そこで保険に加入できればと考えています。

久原課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

(全委員承諾)

(5) 8月行事予定表について

堤 係長：資料により詳細説明。

久原課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

(全委員承諾)

(6) 交通事故の発生状況について

鶴田主任指導主事：資料により詳細説明。

4月に9件、5月に11件の事故のうち、白石町で起きた加害交通事故が2件となっています。その都度、個別指導及び全職員に対し指導を行っています。

久原課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

(全委員承諾)

(7) その他

九州中学校体育大会出場選手の激励会の開催について

今福係長：資料により詳細説明。

日時：7月29日(月)8時30分～

場所：役場1階会議室

久原課長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

(全委員承諾)

久原課長：次回の教育委員会の日程を決めたいと思いますが、8月20日(火)もしくは8月22日(木)で考えていますが、いかがでしょうか。それでは、8月20日、火曜日の午前9時00分から開催したいと思います。

(全委員承諾)

(8) 議 事 10:31～

附議第27号

白石町中学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部改正について

今福係長：資料により詳細説明。

当該補助対象者に引率者を追加、補助対象となる引率者については、必要とされる最低人数とする旨を明記する必要があるため、要綱の一部改正が必要となります。

北村教育長：この件について、ご質問等ないでしょうか。

堤 委員：こういった補助については、ありがたいと思っています。今回、

九州中体連に出場されるクラブで、例えば町外のクラブになると少し意味合いが変わるため、対象にならないと思います。ですが、例えば剣道部は中学校にあるけれど、別の道場が九州中体連に出場されるとき引率はどうなるのかとか、今年度は白石アスリートクラブだけなので比較的分かりやすいのですが、今後、色々なケースが出てくると思いますので、その辺りを後々整理しておいた方がいいと思います。

今福係長：この生徒派遣費補助金ですが、まず生徒については、白石中学校に在籍している生徒、どのクラブに所属している場合であれ、九州大会に出場し、且つ白石中学校に在籍をしている生徒であれば補助の対象となります。指導者につきましては、九州大会の開催基準の細則に、参加資格の記載があり、その記載内容と合致する方については、引率者として認められると考えています。

堤 委員：町外クラブの指導者がおられるといったケースについて想定されていますか。

今福係長：堤委員さんが言われたとおり、例えば佐賀のクラブに佐賀市在住の方が引率者として来られた場合、対象者になるのかということになりますので、今後整理していきたいと思います。ですが今回は、この一部改正をさせていただきたいと思います。

堤 委員：これは中体連であり、中体連上の規則があると思いますので、その人だけを対象とし、その時に町外の方をどう考えるのか整理していただければと思います。

北村教育長：今後、色々なケースが考えられるので、整理する必要がありますが、今回は、この一部改正でよろしいでしょうか。

委員全員承認（附議第27号）

北村教育長：今から臨時議会へ出席しますので、議事の進行については、松尾職務代理へお願いします。

附議第28号

白石町図書館運営協議会委員の委嘱について

川崎係長：資料により詳細説明。

委員は7名で任期については、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となります。

松尾職務代理：この件について、ご質問等ないでしょうか。

委員全員承認（附議第28号）

附議第 29 号

令和 7 年度以降中学校使用教科図書の採択について

鶴田主任指導主事：資料により詳細説明。

採択期間は 4 年であり、4 年ごとに更新されます。

松尾職務代理：教科用図書として採択してよろしいでしょうか。

委員全員承認（附議第 29 号）

附議第 30 号

令和 6 年度準要保護の認定について

松尾職務代理：白石町教育委員会会議規則第 15 条による秘密会議宣言。

前田主査：資料により詳細説明（3 件）

厳正なる審査の結果、3 件とも認定。

委員全員承認（附議第 30 号）

5 閉 会 11：16

久原課長